

議案第 16 号

佐倉市新庁舎整備基本構想検討委員会条例の制定について

佐倉市新庁舎整備基本構想検討委員会条例を別紙のとおり制定する。

令和 8 年 8 月 24 日提出

佐倉市長      西   田   三十五

佐倉市条例第        号

佐倉市新庁舎整備基本構想検討委員会条例

(設置)

第1条 本市の新庁舎の整備に関し必要な事項を調査審議するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、佐倉市新庁舎整備基本構想検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じ、本市の新庁舎の整備に係る基本構想の策定その他市長が必要と認める事項について調査審議し、答申する。

(組織)

第3条 委員会は、10人以内の委員をもって組織し、委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 市内の公共的団体から推薦された者
- (3) 公募による市民
- (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員会は、必要があると認めるときは、関係者に対し会議への出席を求め、又は資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、資産経営主管課においてこれを処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(任期の特例)

2 この条例の施行の日以後最初に委員会の委員となる者の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、2年以内において市長が別に定める期間とする。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年佐倉市条例第32号）の一部を次のように改正する。

別表第1 公共施設再配置審議会の項の次に次のように加える。

|                |     |    |            |  |
|----------------|-----|----|------------|--|
| 新庁舎整備基本構想検討委員会 | 委員長 | 日額 | 8, 1 0 0 円 |  |
|                | 委員  | 日額 | 7, 6 0 0 円 |  |

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年佐倉市条例第32号） 附則第3項関係

| 改正後         |     |      |        | 改正前         |    |      |        |
|-------------|-----|------|--------|-------------|----|------|--------|
| 別表第1（第2条関係） |     |      |        | 別表第1（第2条関係） |    |      |        |
| 区分          |     | 報酬の額 |        | 区分          |    | 報酬の額 |        |
| (略)         |     |      |        | (略)         |    |      |        |
| 公共施設再配置審議会  | 会長  | 日額   | 8,100円 | 公共施設再配置審議会  | 会長 | 日額   | 8,100円 |
|             | 委員  | 日額   | 7,600円 |             | 委員 | 日額   | 7,600円 |
| 新庁舎整備基本構想   | 委員長 | 日額   | 8,100円 |             |    |      |        |
| 検討委員会       | 委員  | 日額   | 7,600円 |             |    |      |        |
| (略)         |     |      |        | (略)         |    |      |        |